

## 我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える

HP <http://www.fsc.go.jp/koukan/risk-zenkoku1911/risk-zenkoku1911.html>

平成19年11月19日～30日の間に、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の共催による「我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考える」という意見交換会が全国6ヶ所(名古屋、福岡、大阪、岡山、仙台、東京)で開催されました。これは、現在、全国の自治体が20ヶ月齢以下の牛に対しても自主的に行っているBSE検査に係る国庫補助が、3年間の経過措置を経て平成20年7月に終了するなど関係者の関心の高まりを受けたものです。

東京会場では、まず、食品安全委員会プリオン専門調査会の吉川泰弘座長から我が国のBSE対策について、当委員会が平成17年3月時点で行った検査対象月齢見直しなどのリスク評価について講演が行われました。ここでは、BSE検査を全月齢を対象とした場合と、21ヶ月齢以上の牛に変更した場合のリスクの大きさは、どちらも「無視できる～非常に低い」という結論や、リスクをより小さくするための管理措置への提言について説明がありました。

次に、農林水産省から、世界のBSE発生件数の推移や、飼料規制・死亡牛検査・牛トレーサビリティ関係のリスク管理の現状について、また、厚生労働省からは、これまでのBSE検査に対する国庫補助の経緯と、と畜場・食肉処理場関係のリスク管理の現状について講演が行われました。

その後、パネリストと会場との意見交換が行われました。ここでは



飼料輸出国での安全確保や、これまでの全頭検査のコストとその費用対効果、全頭検査を今後も行う自治体の実態、「全頭検査をしています」という食品表示の良否などに関する質疑応答が行われるとともに、「国や自治体は消費者が不安を払拭できる説明をもっと行って欲しい」などの意見が会場参加者から寄せられました。

本年7月以降、20ヶ月齢以下の若齢牛のBSE検査を継続するかどうかは、各自治体の自主的な判断に委ねられています。こうした関係者の判断に資するためにも、食品安全委員会は引き続き、科学に基づいた最新情報を提供し、リスクコミュニケーションに努めていきます。

## 冷凍食品による食中毒事案への対応

### —なぜ、今リスク評価を?—

平成20年1月に発覚した冷凍食品による食中毒事案については、政府が一体となって対応しています。食品安全委員会では、ホームページなどを通じて、科学的な知見などの情報提供を行うとともに、被害の原因とされる有機リン系殺虫剤のメタミドホスについてリスク評価を行いました。

メタミドホスは、わが国では製造、輸入、使用が禁止されている農薬ですが、海外では一部の農作物に使用されています。ポジティブリスト制度(※1)の導入(平成18年)に伴い、メタミドホスを含むほぼ全ての農薬等に残留基準が暫定的に設定されました。

食品安全委員会では、順次、これらのリスク評価を進め、その評価結果をもとに、厚生労働省が残留基準の見直しを行っています。

今回の食中毒事案による国民の関心の高まりを受け、厚生労働省からメタミドホスについてリスク評価の要請があり、これを受けて食品安全委員会で評価を行いました。3月6日の食品安全委員会で行われた評価書案では、様々な動物試験の結果を検討して、メタミドホスのADI(一日摂取許容量、p3参照)を0.0006mg/kg体重/日と設定しました。各種試験結果から、メタミドホスには発がん性、催



3月6日に開催された食品安全委員会

奇形性(※2)、遺伝毒性(※3)は認められませんでした。

メタミドホスを多量に摂取すると、短時間のうちにめまいや吐き気、縮腫などの症状が起こります。今回の食中毒事案を踏まえて、評価書案では参考値として、「急性参照用量」を示すことにしました。この値は、人が一時的に摂取しても健康に悪影響を及ぼさないと判断される量です。

3月6日から4月4日までの間、評価書案について国民の皆様からの意見・情報の募集を行います。その結果を踏まえた最終的な評価結果に基づき、厚生労働省がメタミドホスを規制するための残留基準の見直しを検討することになっています。

●今回の事案に関する情報提供:[http://www.fsc.go.jp/sonota/kinkyu/cn\\_gyouza/index.html](http://www.fsc.go.jp/sonota/kinkyu/cn_gyouza/index.html)

●メタミドホスの評価書案:[http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc\\_nouyaku\\_methamidophos200306.pdf](http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc_nouyaku_methamidophos200306.pdf)

※1 ポジティブリスト制度:『食品安全』第9号([http://www.fsc.go.jp/sonota/9gou\\_3.pdf](http://www.fsc.go.jp/sonota/9gou_3.pdf))参照

※2 催奇形性:胎児に奇形を起こす性質

※3 遺伝毒性:遺伝子やDNAに変化を与え、細胞や個体に悪影響をもたらす性質